

秘密保持規程

(目的)

第1条 本規程は、建築生産設計協力会（以下「本会」という。）の会員及び関係者が、本会の活動（総会、役員会、分科会、イベント等）を通じて知り得た秘密情報の取扱いについて定め、本会の円滑な運営および関係者の権利利益を保護することを目的とする。

(適用対象者)

第2条 本規定は、以下の者（以下「対象者」という。）に適用される。

1. 本会の正会員、賛助会員および事務局関係者
2. 本会の活動に関連して機密情報に接する機会のある全ての関係者

(秘密保持の対象)

第3条 本規定において「秘密情報」とは、その形態（書面、口頭、電子データ等）を問わず、以下の情報を指す。

1. 当会の運営に関する未公開の情報
2. 当会の活動を通じて、他の会員、関係者、業務の依頼主や委託元が秘密保持を条件に開示・提供を受けた情報
3. 他の会員の顧客情報、個人情報、営業情報および独自のノウハウ

(秘密保持義務)

第4条

1. 会員は、秘密情報を厳重に管理し、開示者の事前の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならない。
2. 会員は、本会の活動目的以外の目的（自社の営業活動、引き抜き等）に秘密情報を利用してはならない。

(会員間での情報交換)

第5条 会員間で直接情報交換を行う場合も、本規程が適用されるものとする。

開示側は、個人情報、顧客情報、契約内容、見積金額その他の機密性の高い情報については、当該情報が秘密である旨を明記し、または口頭で明示するものとする。受領側は、その意思を尊重し、秘密情報として適切に取り扱わなければならない。

(退会後の義務)

第6条 本規程に基づく秘密保持義務は、会員が本会を退会した後も3年間存続するものとする。

附則

1 令和8年4月21日規定施行